

著作権譲渡に関する同意書（案）

論文名：

著者：

日本数学会と著者は上記論文（以下「対象論文」という）を Journal of Mathematical Society of Japan（以下「Journal」という）に掲載・出版するに際して、下記の条件の下に対象論文の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条の権利を含む。）を著者から日本数学会に無償で譲渡することに同意する。

確認事項：

1. 日本数学会は、Journal から対象論文を出版する。その際、日本数学会は、Journal の体裁を統一するために適当と考える変更を施す事ができる。著者は、著者校正を行う機会を与えられるが、期限を守り校正を終了し返送する。著者校正にあたり、字句の大幅な訂正は避けねばならない。著者が日本数学会の指定した期限までに校正原稿を返送しない場合、著者校正がないものとみなす。日本数学会は、著者校正原稿に対して必要に応じてさらに校正を加えることができる。いずれの場合でも、著者は日本数学会に対して著作者人格権を行使しないものとする。
2. 著者は、対象論文が著者自身の独自の論文である事を保証する。また、上記論文そのもの、それに変更を加えたもの、および異なる言語によるそれらの翻訳が過去に出版されたり、また将来出版される予定のないことを保証する。著者は、対象論文をすべての言語で電子媒体または印刷物を含むすべての出版媒体で出版する権利を日本数学会が有することを確認する。
3. 日本数学会は、著者に対し、対象論文が出版された後、Journal から出版されたことを明記することを条件に、研究または教育などの学術目的のため、Journal に出版された対象論文（以下「掲載論文」という）をプレプリントサーバーや自らのホームページに置くことを許諾する。その際、著者は、誤記の訂正を除き掲載論文に修正・変更を加えることはできないものとする。
4. 日本数学会は、著者の要求により、著者の全集等の出版やそのほかの学術的に価値の認められる出版の為に、掲載論文の改訂版および非改訂版を出版する限定的な権利

を著者に無償で与えることがある。その際、著者は、日本数学会の編集局に対し必要な手続きを遺漏なく行い、日本数学会の許可を受けた旨を出版物に明示しなければならない。

5. 日本数学会は、学術的に価値の認められる出版を行うに際して、第三者の要求に応じて掲載論文の複製を認める事がある。対象論文に関するそのほかの著作権に関する事項については万国著作権条約パリ改正および日本国著作権法に従う。

6. 対象論文の著作権の譲渡に関する紛争については、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

以上：

_____年__月__日

著者 署名：_____

日本数学会 署名：_____